

## やちペイ（八千代電子クーポン）利用者規約

### 第1条（目的・同意）

本規約は、やちペイ（以下「本電子クーポン」）の利用条件を定めるものです。  
利用者が本電子クーポンを利用した場合、本規約の内容すべてに同意したものとみなします。

### 第2条（定義）

本規約における用語の定義は次のとおりとします。

- 1 発行団体とは、やちペイ（八千代電子クーポン）を発行する八千代町をいいます。
- 2 加盟店とは、八千代町内にある店舗または事業所で、本規約を了承の上でやちペイ発行事業運営事務局（以下「運営事務局」という）に申し込み、運営事務局が承認した法人および団体をいいます。
- 3 本電子クーポンとは、八千代町が町民に対して発行した電子クーポンをいいます。
- 4 利用者とは、運営事務局が規定した「やちペイ（八千代電子クーポン）利用者規約」を承諾のうえ、本電子クーポンを加盟店で利用する者をいいます。本システムとは、運営事務局、加盟店、利用者それぞれが本電子クーポンの利用を管理または利用する目的で使用する専用のソフトウェアをいいます。
- 5 電子クーポン利用取引とは、利用者が加盟店より提供等を受けた商品やサービスの対価を本電子クーポンを利用して支払う取引をいいます。
- 6 本サイトとは、運営事務局が運営管理する本電子クーポンに関するサイトをいいます。
- 7 決済システムとは、運営事務局が管理する本電子クーポンの利用のための決済用のシステムをいいます。

### 第3条（電子クーポンの発行）

- 1 利用者は、本電子クーポンの発行を受けるために、事前に本システムによる所定の手続きを経てアカウントを開設することとします。利用者が開設できるアカウントは一人につき1アカウントで、発行団体と利用者との間の契約は本システムにアカウントが開設された時に成立するものとします。
- 2 運営事務局は、利用者が本システムを使って申し込んだ本電子クーポンの発行を承諾する時は、速やかに本電子クーポンを発行するものとします。  
ただし、通信機器や通信回線若しくはコンピューター等の障害、又は災害・事変等やむを得ない事由により、本電子クーポンの発行を一時的に停止する必要があることを利用者はあらかじめ承諾するものとします。
- 3 利用者は、発行された本電子クーポンの残額を、本システムにて確認することができます。
- 4 本電子クーポンの発行に要する、利用者の携帯電話の通信料・接続料等は利用者が負担するものとします。

### 第4条（電子クーポンの利用）

- 1 利用者は、本電子クーポンを電子クーポン利用取引の決済に利用することができるものとします。  
利用者は、加盟店での支払い時に本電子クーポンを利用する際は、あらかじめ本システムを起動してアカウントにログインし、当該アカウントの本電子クーポンの残高から支払いに利用する金額を減じる操作を行います。決済システムにおいて利用者のアカウントから本電子クーポンの残高が自動的に減算された後に決済が完了するものとします。
- 2 利用者は、本電子クーポンを利用する際にスマートフォンに事前に保存した本ソフト画面の画像データを提示して決済することはできません。
- 3 利用者および加盟店は、電子クーポン利用取引において、お互いに利用金額等が正しいことを確認の上とするものとします。
- 4 本電子クーポンの利用に要する、加盟店および利用者の携帯電話の通信料・接続料等は各自が負担するものとします。

### 第5条（電子クーポン利用取引の取消し等）

利用者は、電子クーポン利用取引によって決済が完了した後に本電子クーポンの利用の取り消しを申し出ることはできないものとします。また、運営事務局は利用者と加盟店との間で行われた電子クーポン利用取引について、当事者、代理人、中立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとします。

### 第6条（払い戻し）

- 1 運営事務局は、いかなる理由であっても発行済みの本電子クーポンの払い戻しには応じません。

### 第7条（禁止事項）

利用者は、以下に定める行為を行ってはならないものとします。

- 1 本ソフトのアカウントまたは本電子クーポンを不正に複製し改変する等、本電子クーポンを偽造する行為、または偽造されたものであることを知りながら利用する行為。
- 2 本電子クーポンを不正な方法で取得する行為、または不正な方法で取得されたことを知りながら利用する行為。
- 3 違法行為又は公序良俗に反する行為を目的として本電子クーポンの発行を受けること、又は電子クーポン利用取引を行うこと。
- 4 次に掲げる商品又は役務の対価の支払いに、本電子クーポンを利用する行為。
  - (1) 換金性の高いもの  
切手、図書券その他の金券類、プリペイドカード、電子マネーへのチャージその他これらに準ずるもの
  - (2) 国又は地方公共団体等への支払い  
税金、各種公租公課、公共料金その他これらに準ずる支払い
- 5 前各号のほか、運営事務局が本事業の趣旨に照らし不相当と判断する行為。

### 第8条（免責）

運営事務局は、本電子クーポンのサービス内容に事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます）がないことを明示的にも黙示的にも保証しておらず、利用者に対して、かかる瑕疵を除去してサービス提供する義務を負いません。運営事務局は、重大失を除く運営事務局の過失による債務不履行または不法行為により利用者が生じた損害のうち特別な事情から生じた損害（運営事務局または利用者が損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます）について一切の責任を負いません。また、その際に生じた損害に対する賠償は、当該損害が発生した月末時点の電子クーポンの残高相当額を上限とします。  
また、運営事務局は、以下の定めに基づいて実施した措置により利用者に損害が発生した場合でも、一切の責任を負わないものとします。また、利用者の行為により運営事務局又は加盟店に損害が生じた時は、当該利用者が損害額について一切の責任を負うものとします。

- 1 運営事務局は、利用者が本電子クーポンを不正に利用する行為を行った場合またはその恐れがあると判断した場合に、当該利用者による本電子クーポンの利用を認めないことができるものとします。
- 2 本ソフトのアカウントへログインするためのログインIDやパスワードは、利用者が責任を持って管理し、紛失またはその他の理由によって第三者にアカウントを利用され本電子クーポンの残高を失った場合でも、運営事務局は、その利用を利用者本人によるものと見なします。

### 第9条（利用の期限）

本電子クーポンは、令和8年9月30日まで電子クーポン利用取引に利用することができるものとします。

### 第10条（個人情報等の取扱）

- 1 運営事務局は、本電子クーポンの発行又は利用にあたり収集された個人情報の利用・管理・共同利用等につ

- いて、以下のとおり適切に取り扱うものとし、利用者は予めこれに同意するものとします
- 2 個人情報、本電子クーポンの発行・管理・不正防止・問い合わせ対応その他これらに付随する目的にのみ利用します。
- 3 本電子クーポンの不正利用の調査や検知、犯罪捜査に必要な場合には、必要に応じて、加盟店及び発行団体へ個人情報を含む必要な情報を提供することができるものとします。
- 第11条 (反社会的勢力の排除)
- 1 利用者は、次の各号のいずれにも該当しない、かつ将来にわたっても該当しないことを確約しなければならぬ。
- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」）であること。
  - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにでも該当する行為を行ってはならない。
- (1) 暴力的な要求行為。
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
  - (5) その他前各号に準ずる行為。
- 3 運営事務局は、利用者が前2項の要件に反し、又は反していると疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、当該利用者の保有する本電子クーポンの残高について、利用資格を取り消すことができるものとし、また、運営事務局は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取消しに起因して利用者等に損害等が生じた場合であっても、一切の責任を負いません。
- 4 前項の場合、当該利用者の保有する本電子クーポンの残高は失効するものとし、払い戻しは行いません。
- 第12条 (利用停止)
- 1 運営事務局又は加盟店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に対し事前に通知することなく、本電子クーポンの発行又は電子クーポン利用取引の全部もしくは一部を停止又は中止することがあります。この場合、利用者は、本電子クーポンの全部又は一部を利用することができません。
- (1) 通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害、又は災害・事変等やむを得ない事由により、システムを利用することができない場合。
  - (2) 本ソフトの保守・点検等により、決済システムを停止する必要がある場合。
  - (3) 利用者が本規約に違反し、又は違反したおそれがある場合。
  - (4) 利用者が本電子クーポンを違法若しくは不正に入手、利用した場合、又はそのおそれがある場合。
  - (5) 本電子クーポンの利用状況に照らし、利用者として不適格であると認められる場合。
- 2 運営事務局及び加盟店は、本条に基づき実施した措置に基づき利用者等に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。
- 第13条 (本規約の変更)
- 運営事務局は、その裁量により、合理性を欠かない範囲でいつでも本規約を変更することができるものとします。運営事務局は、本規約を変更した場合には、本サイトへ掲載する等の運営事務局が適切であると判断する方法により通知するものとし、当該変更内容の通知後、利用者が本電子クーポンを利用した場合には、利用者は、本規約の変更同意したものとみなします。
- 第14条 (超過利用時の措置)
- 1 加盟店の通信環境、その他の事由により、電子クーポン利用取引において利用者の保有する残高を超えて加盟店に支払いが行われた場合、利用者は、運営事務局が当該加盟店に対して超過利用分の立替払いをすること、および事後に運営事務局から利用者に対して超過利用分の支払を請求することをあらかじめ承諾するものとします。
- 2 前項の場合には、利用者は、超過利用分を、運営事務局が指定する期日および方法により支払うものとし、また、
- 3 利用者が前項に定める期日までに超過利用分を支払わない場合には、遅延額に対して年率14.6%を乗じた遅延損害金を支払うものとします。
- 第15条 (本電子クーポンの発行及び管理に関する業務の終了)
- 運営事務局は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上又は営業上の判断等の理由により、利用期間内であっても本電子クーポンの発行及び管理に関する業務の全部又は一部を終了することがあります。この場合、本サイトへの掲載等の運営事務局が適切であると判断する方法により、利用者等に周知するものとします。
- 第16条 (解約)
- 1 利用者がサービスの利用を終了し退会する場合には、本ソフト内から退会手続きを完了することによりサービスを解約できるものとします。
- 2 利用者が解約した場合には、アカウントに記録された電子クーポン、利用履歴、その他一切の利用者の権利および情報は、本規約に定めるものを除き、理由を問わず、すべて消滅するものとします。また、解約完了の時点で有効な残高があったとしても、運営事務局は返金には応じないものとします。
- 3 本電子クーポンの利用期間中は利用者の個人情報および利用履歴は運営事務局で保持するものとします。
- 第17条 (分離可能性)
- 本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。
- 第18条 (連絡・通知)
- 本規約の変更に関する通知その他運営事務局から利用者に対する連絡又は通知は、本サイトへの掲示等運営事務局の定める方法で行うものとします。
- 第19条 (準拠法及び管轄裁判所)
- 本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

(施行期日) この規約は、令和8年4月28日から施行する。